R2年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R2.4.28	R3.1.14	お客様の声カード（自動車部分）意見及び苦情（平成31年度分のうち20件分）	37		1					1				1				個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 （情報公開条例第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。お客様は、自身が申告した情報が公にされないことを前提としてお客様の声を申し入れており、当該箇所を公にすることにより、交通局の信用・信頼が失われ、交通局の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （情報公開条例第７条第６号）	自動車部 営業課
2	R3.1.7	R3.1.19	大江戸線新宿駅外３駅照明器具更新その他工事 上記工事に係る、種目・科目内訳書、細目内訳書、見積比較表	28	1															車両電気部 電力課
3	R3.1.8	R3.1.21	自動車保険証券（保険期間が令和２年４月１日午後４時から令和３年４月１日午後４時までのもの。）	214		1						1	1						保険証券に記載された電話番号は当該企業が公表しておらず、公にすることにより、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるため。 （東京都情報公開条例第７条第３号に該当） 保険証券に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれががあるなど、犯罪を誘発し、または犯罪の実行を用意にするおそれががあるため。 （東京都情報公開条例第７条第４号に該当）	自動車部 営業課
4	R3.1.11	R3.1.22	水道光熱費の納入について（２交資第1444号）に関する下記文書 電気料金内訳、水道料金内訳、令和２年度上期ガス使用料金	3	1															資産運用部 資産活用課
5	R2.12.17	R3.1.25	東京交通サービス株式会社　契約社員就業規則	14	1															総務部 財務課